

【軽自動車税について】

軽自動車税は、毎年4月1日時点で町内に「主たる定置場」の有する車両の「所有者または使用者」に課税されます。

〈廃車手続等について〉

原動機付自転車や小型特殊自動車等を廃車したり他人に譲ったりした場合には、町民税務課窓口または歌津総合支所窓口において廃車手続や名義変更手続が必要です。廃車などにより車両の所有者または使用者でなくなった場合は30日以内に、登録時の申告内容に変更が生じた場合は15日以内に、その事由を申告しなければなりません。廃車手続や名義変更手続が4月2日以降になってしまふと、引き続き課税されますので、ご注意ください。

手続に必要な物：標識交付証明書（登録時に発行）・ナンバープレート・印鑑（所有者・使用者・届出者）

なお、軽自動車税は、年度途中に廃車をしても月割での還付は発生しません。

軽自動車・二輪の小型特殊自動車の各種手続に関しては、宮城県軽自動車協会（☎050-3816-1830）に問い合わせ願います。※手続を自動車販売店等に委託できる場合があります。



〈車両区分別の税率〉

・二輪・小型特殊自動車等の税率

車両区分	税率	車両区分	税率
原付（50ccまで）	2,000円	小型特殊 農耕用	2,400円
原付（90ccまで）	2,000円	小型特殊 その他	5,900円
原付（125ccまで）	2,400円	軽二輪（125cc超）	3,600円
ミニカー（50ccまで）	3,700円	小型二輪（250cc超）	6,000円

・三輪及び四輪以上の軽自動車の税率

車両区分	旧税率（※1）	新税率（※2）	重課税率（※3）
三輪（660ccまで）	3,100円	3,900円	4,600円
乗用（営業用）	5,500円	6,900円	8,200円
乗用（自家用）	7,200円	10,800円	12,900円
貨物（営業用）	3,000円	3,800円	4,500円
貨物（自家用）	4,000円	5,000円	6,000円

※1 初度検査年月が平成27年3月以前の車両

※2 初度検査年月が平成27年4月以降の車両

※3 初度検査年月が平成15年以前の車両（初度検査年月は車検証に記載されています。）

※ グリーン課（軽課）特例により、税率が低くなる場合があります（車検証に記載）。

〈軽自動車税の減免について〉

4月1日現在で障害者手帳等をお持ちの方は、障害の等級など一定の基準を満たしている場合、軽自動車税の減免を受けることができます。

減免を希望される方は、平成29年度軽自動車税納税通知書が届き次第、4月14日から28日までの期間中に町民税務課で減免申請手続をしてください。

また、前年度に減免を受けている方も窓口で再度手続をしてください。



必要書類

- ・軽自動車税納税通知書
- ・減免申請書（窓口備付）
- ・車検証
- ・身体障害者手帳／戦傷病者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳
- ・委任状（届出者が別世帯の場合に限る）
- ・印鑑（申請者）

問い合わせ

町民税務課課税係 ☎46-1372

おうちの 納税教室 ゼイコップ 第17話



「ゼイコップ」の掲載は、今月でいったんお休みします。

今月の税

後期高齢者医療保険料…第9期

介護保険料…第9期

納付期限

3月31日(金)

口座振替日

3月27日(月)

